

償却資産申告の手引き

市税につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産 詳しくは2ページを御覧ください。）についても課税されます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在に所有している償却資産について申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きを参照し申告書等を作成の上、期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

提出期限 / 平成 24 年 1 月 31 日 (火)

《期限間近は窓口が混雑いたしますので、早めに御提出くださいますようお願いいたします》

1. 申告していただく方

- 平成 24 年 1 月 1 日現在、八戸市内に償却資産を所有（又は貸与）している方
 - ※ 実際の売買にあたるようなリース資産（リース後に借手の所有物となる資産）は借手
 - ※ 通常の賃貸借契約によるリース資産（リース後は貸手に回収される資産）は貸手
 注）平成 20 年 4 月 1 日以降契約の所有権移転外リース取引資産は、税務会計上では売買取引となり借手側が減価償却を行いますが、固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。
- 平成 23 年中に廃業・解散、又は事業所移転等により八戸市内の償却資産がなくなった方

2. 提出方法

書類による場合

申告書、種類別明細書等の所定の書類を窓口へ提出してください。

（南郷区役所にも提出することができます。）

郵送される場合は、控え返送のため切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

電子申告による場合

（社）地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「*e L T A X*（エルタックス）」により、所定の手続きに従って申告データを送信してください。

※ 詳しくは「*e L T A X*」のホームページ（<http://www.eltax.jp/>）を御覧ください。

3. 申告方式と提出書類

- 一般方式

前年中に増加・減少した資産について申告していただく方式です。評価額等の計算は八戸市側で行います。
- 企業電算処理方式

1 月 1 日現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

次の表の区分により、印の付いている書類を提出してください。（記入の仕方は4～6ページです。）

申告の区分	申告していただく資産		提出書類・様式			記入に当たったの注意点
	全ての償却資産	増加・減少した償却資産	申告書	種類別明細書 増加・全資産 減少資産		
一般方式	初めて申告される方					・種類別明細書(増加資産・全資産用)に八戸市内に所有する全ての資産を記入してください。
	増加した資産がある方					・申告書「17 備考」欄中の「1. 資産の増減あり」に を付けてください。 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産を記入してください。
	減少した資産がある方					・申告書「17 備考」欄中の「1. 資産の増減あり」に を付けてください。 ・種類別明細書(減少資産用)に減少資産を記入してください。
	資産の取得価額・耐用年数等に訂正がある方					・申告書「17 備考」欄中の「5. その他」に を付け、訂正内容を記入してください。 ・種類別明細書(減少資産用)に訂正資産と訂正内容を記入してください。
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方					・申告書「17 備考」欄中の「3. 廃業・解散」に を付け、異動内容と年月日を記入してください。
	資産に増減がない方					・申告書「17 備考」欄中の「2. 増減なし」に を付けてください。
	申告する資産がない方					・申告書「17 備考」欄中の「4. 該当資産なし」に を付けてください。
企業電算処理方式	初めて申告される方					・申告書に合計及び資産の種類ごとの評価額及び課税標準額を記入してください。
	前年以前に企業電算処理方式により申告された方					・種類別明細書(増加資産・全資産用)に資産ごとの評価額及び課税標準額を記入してください。
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方					・申告書「17 備考」欄中の「3. 廃業・解散」に を付け、異動内容と年月日を記入してください。
	申告する資産がない方					・申告書「17 備考」欄中の「4. 該当資産なし」に を付けてください。

申告が必要な資産

賦課期日（1月1日）現在において、事業の用に供することができる資産で、税務会計上、減価償却の対象としている資産は申告の対象になります。

なお、次に掲げる資産も申告の対象になります。

1. 償却済資産や簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
2. 遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することが可能な資産
3. 建設仮勘定で経理されていても、賦課期日(1月1日)現在、事業の用に供している部分
4. 大型特殊自動車（分類番号 0、00～09、000～099 及び 9、90～99、900～999）、構内運搬車等
5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用した資産
6. 使用期間が1年未満又は取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産
7. 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用
8. 平成16年4月1日以後、家屋の所有者以外の方（テナント等）が施工した全ての部分
※ 上記については、テナント等の所有する償却資産として取り扱うことを市税条例において定めています。
9. 建物附属設備のうち、次のようなもの

設備区分	資 産 の 例
電 気 設 備	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、屋外照明設備（ネオンサイン・投光器等）、動力配線設備（特定の生産又は業務用）、電話機・交換機、拡声装置等
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等
給湯設備	局所式給湯器、局所式給湯のボイラー等
ガ ス 設 備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備等
空 調 設 備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等
厨 房 設 備	業務用（飲食店、ホテル、病院、寮、社員食堂等）の厨房設備等
そ の 他	外構工事（門・塀等）、可動間仕切り、袖看板、広告塔、避難器具、自転車置場等

※ 代表的なものを3ページに掲載していますので、参照してください。

申告対象外の資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

1. 土地、家屋
2. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型特殊自動車等（例：小型フォークリフト）
3. 無形減価償却資産（例：ソフトウェア、営業権、特許権等）
4. 繰延資産（開業費、試験研究費等）
5. 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
6. 経年によって価値が減少しない資産（書画・骨とう等）
7. 少額資産等
 - (1) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
 - (2) 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
 - (3) 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

償却資産申告書の記入の仕方

この申告書は、償却資産の有無にかかわらず必ず提出して下さるようお願いいたします。また、償却資産の増加・減少がない場合でも提出する必要があります。

2枚複写となっていますので、1枚目を提出し、2枚目は貴事業所の控えとしてください。

平成 24 年 1 月 6 日 (あて先) 八 戸 市 長		平成 2 4 年 度		(提出)		※所有者コード 811133777		処 理 ON BAT			
受付印		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		3 事業種目 (資本等の金額)		飲食店業 (15)		7 短縮耐用年数の承認		有・無	
1 住所 〒031-0075 内丸一丁目1番2号 (電話 0178 - 43 - 9037)		4 事業開始年月 H10 年 5 月 (決算期 3月)		5 この申告に 応答する者 の係及び 氏名 南 郷 二 郎 (電話 - 41 - 2055)		8 増加償却の届出		9 非課税該当資産		有・無	
2 氏名 八戸一郎 株式会社 代表取締役 八 戸 太 郎 (屋号 レストラン八戸一郎)		6 税理士等の 氏名		10 課税標準の特例		11 特別償却又は圧縮記録		12 税務会計上の償却方法		有・無	
13 青 色 申 告		有・無		14 八戸市内 における事業所 等資産の所在地		①八戸市 大字三日町135 ②八戸市 ③八戸市		15 借用資産 貸主の名称等 (株)資産税リース(カラオケ)		有・無	
16 事業所用家屋の所有区分		自己所有・借入		17 備考(添付書類等)		① 資産の増減あり ② 増減なし ③ 廃業・解散 (年 月 日付) ④ 該当資産なし ⑤ その他					
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		取得価額 前年中に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)		評価額 ※決定価格 ※課税標準額		3 790 000 550 000 2 970 000 6 210 000		この欄は、企業算処理方式により申告される方のみ記入してください。			

記入項目	記入内容
申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。
住所	住所(又は納税通知書送達先)、及び電話番号を正確に記入してください。ビルの場合、階数及び部屋番号も記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
氏名 ふりがなを付けてください	個人の場合は氏名、法人の場合は名称と代表者氏名を記入し押印してください。また、屋号のある方は記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
事業種目	具体的に記入してください。2以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。
事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
この申告に 応答する 者の係及び 氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
税理士等の 氏名	経理を委託している税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。
八戸市内に おける 事業所等 資産の 所在地	八戸市内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。
借用資産	リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、有の場合はその資産名、及び貸主の名称を記入してください。
備考	初めて申告する方
	前年以前に申告された方
	申告する資産がある方は1を、申告する資産がない方は4を○で囲んでください。増減がある方は1を、増減がない方は2を、廃業・解散により全資産が減少した方は3を○で囲み、年月日を記入してください。該当資産がない方は4を○で囲んでください。(※翌年度からは申告書を送付いたしません。) 5. その他には、非課税・特例に該当する資産を所有している場合等、償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入の仕方

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。初めて申告される方は平成24年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。

3枚複写となっていますので、1・2枚目を提出し、3枚目は貴事業所の控えとしてください。

平成24年度		提出		① 所有者名		1枚のうち			
※ 所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）		八戸一郎 株式会社		1枚目			
811133777		1							
行番号	資産コード	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月	⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	⑧ 増加事由	⑨ 所在地	⑩ 摘要
01	1	アスファルト舗装	1	2305	2100000	10	○	0.旧市内	
02								1.南郷区	
03	2	クリーニング設備	1	2110	520000	13	○	0.1	H23.5青森市から移動
04	6	洗濯機	1	2006	350000	6	○	0.1	申告漏れ
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小計					2970000				

記入項目	記入内容
所有者名	氏名、又は名称を記入してください。（※印字内容に変更がある場合は訂正してください。）
資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 （1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具、器具及び備品）
資産の名称等	資産の名称及び型式等を記入してください。 ※ ひらがな・漢字が使用できます。
数量	資産の数量を記入してください。
取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 ※ 昭和64年1月7日以前に取得した資産については、年号コードを印刷済の「4（平成）」から「3（昭和）」に訂正してください。
取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※ 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※ 圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※ 消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、御注意願います。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。（代表的なものは3ページを参照してください。） ※ 中古資産については、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記入してください。
増加事由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 （1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他）
所在地	平成21年1月1日以前に取得した資産は、所在地（0：旧市内、1：南郷区）の該当する番号を○で囲んでください。平成21年1月2日以降に取得した資産は、記入の必要はありません。
摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ① 非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 ② 短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 ③ 増加償却を行っている資産について、その旨の表示 ④ その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項 ⑤ 申告漏れや移動による受入れ資産の取得年月が平成20年1月1日以前の場合は、増加事由と改正前の耐用年数（例：H23.5移動、改正前10年）を必ず記入してください。

種別別明細書（減少資産用）の記入の仕方

前年度までに申告された資産のうち、平成24年1月1日までに売却・滅失・他市町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。また、記入誤り等による訂正（取得価額・耐用年数等）もこちらに記入してください。

3枚複写となっていますので、1・2枚目を提出し、3枚目は貴事業所の控えとしてください。

平成24年度		提出		① 所有者名		1 枚のうち									
※ 所有者コード		種別別明細書（減少資産用）		八戸一郎 株式会社		1 枚 目									
811133777						1 枚									
行番号	③ 抹消コード	④ 資産の名称等	⑤ 数量	⑥ 取得年月			⑦ 取得価額	⑧ 耐用年数	⑨ 申告年度	⑩ 減少の事由及び区分			⑪ 所在地	⑫ 摘要	
				年号	年	月				1 売却	2 滅失	3 移動			4 その他
01	24356128	簡易間仕切り	1	3	18	05	350000	03	1	2	3	3	0	0	
02	24356154	レイソウコ	1	3	09	11	200000	06	1	0	3	4	1	0	当初取得価額30万円(数量2)のうち
03															20万円(数量1)分減少
04	24357325	パソコン	1	3	15	08		04	1	2	3	4	1	2	耐用年数の訂正 6年 4年
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計							550000								

記入項目	記入内容
所有者名	氏名、又は名称を記入してください。（※印字内容に変更がある場合は訂正してください。）
資産の種類	同封の種別別明細書（資料用）のうち、減少した資産の種類を記入してください。
抹消コード	同封の種別別明細書（資料用）のうち、減少した資産の資産コードを記入してください。
資産の名称等	同封の種別別明細書（資料用）のうち、減少した資産の名称等を記入してください。
数量	減少した資産の数量を記入してください。
取得年月	減少した資産を取得した年月を記入してください。 年号は該当するコード（3＝昭和、4＝平成）を○で囲んでください。
取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
申告年度	記入する必要はありません。
減少の事由及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の事由（1 売却、2 滅失、3 移動、4 その他） ・減少の区分（1 全部、2 一部）
所在地	減少した資産の所在地（0：旧市内、1：南郷区）の該当する番号を○で囲んでください。
摘要	減少の区分が「2 一部」の場合（例1参照）、取得価額等の訂正の場合（例2参照）、記入誤りによる耐用年数の訂正の場合（例3参照）は、以下のように具体的に記入してください。 例1) 当初取得価額30万円(数量2)のうち20万円(数量1)分減少 例2) 取得価額の訂正 1,000,000円→1,050,000円 例3) 耐用年数の訂正 6年→4年

課税標準額、税額の算出方法及び免税点等について

1月1日現在に所有する資産ごとの評価額を算出し、課税標準の特例適用等がある場合を除き、その評価額が課税標準額となります。

評価額

$$\text{初年度} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

$$\text{次年度以降} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \quad ※ \text{ } \underline{\hspace{1cm}} \text{は小数点以下第4位を四捨五入}$$

計算例

前年2月に500,000円で取得した耐用年数5年（減価率0.369）の資産の場合

$$\begin{aligned} \text{今年度 評価額} &= 500,000 \times (1 - 0.369 \times 1/2) \\ &= 407,500 \quad (\text{1円未満切捨て 以下同様}) \\ \text{翌年度 評価額} &= 407,500 \times (1 - 0.369) \\ &= 257,132 \end{aligned}$$

※ 下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置き換えて計算することができます。

$$\text{『 (1 - 減価率} \times 1/2 \text{) 』} \Rightarrow \text{『 減価残存率 (前年中取得) 』}$$

$$\text{『 (1 - 減価率) 』} \Rightarrow \text{『 減価残存率 (前年前取得) 』}$$

年税額

$$\text{課税標準額の総合計 (1,000円未満切捨て)} \times \text{税率 100分の1.6} \quad ※ \quad = \text{税額 (100円未満切捨て)}$$

※ 平成21年1月1日以前に取得した南郷区所在の資産(=平成21年度課税分まで)は、税率100分の1.4で計算します。

過去に取得した資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5の規定により、本来課税すべき年度（現年度を含め最大5年間分）まで遡って課税されます。
ただし、課税標準額が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率			(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率			(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891	38	0.059	0.970	0.941
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896	39	0.057	0.971	0.943
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908	42	0.053	0.973	0.947
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912	43	0.052	0.974	0.948
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915	44	0.051	0.974	0.949
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921	46	0.049	0.975	0.951
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924	47	0.048	0.976	0.952
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926	48	0.047	0.976	0.953
13	0.162	0.919	0.838	31	0.072	0.964	0.928	49	0.046	0.977	0.954
14	0.152	0.924	0.848	32	0.069	0.965	0.931	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	33	0.067	0.966	0.933	51	0.044	0.978	0.956
16	0.134	0.933	0.866	34	0.066	0.967	0.934	52	0.043	0.978	0.957
17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936	53	0.043	0.978	0.957
18	0.120	0.940	0.880	36	0.062	0.969	0.938	54	0.042	0.979	0.958
19	0.114	0.943	0.886	37	0.060	0.970	0.940	55	0.041	0.979	0.959

種類別明細書（資料用）について

前年度までに申告された方に送付する書類には、償却資産種類別明細書（資料用）を同封しております。この明細書は、貴事業所がこれまで八戸市に申告し、償却資産課税台帳に登録されている資産を種類別・取得年月順に印字してあります。申告書等作成の際は、この明細書を御参照ください。

なお、企業電算処理方式による申告をしていただいている事業所へは送付されない場合があります。

非課税資産・課税標準の特例のある資産の申告について

地方税法第 348 条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。また、同法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定に該当する資産は、課税標準の特例の措置により税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合は、所定の様式（固定資産税非課税適用申告書・固定資産税特例適用申告書）を請求の上、添付する書類についてお問い合わせください。（添付書類の不備があると、適用を受けられない場合があります。）

【新規】被災代替償却資産の特例（地方税法附則第 56 条第 12 項）

平成 24 年度から、東日本大震災に関連した課税標準の特例の措置が講じられています。

詳しくは、別紙「東日本大震災による被災代替償却資産の特例について」を御確認ください。

固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

- 毎年 1 月 1 日現在の償却資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）の内容を 4 月 1 日から通年で閲覧できます。（写しを差し上げます。）
 - ◆ 個人の場合
申請時は、申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。本人以外の方が申請する場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
 - ◆ 法人の場合
申請時は、代表者印をお持ちください。代表者以外の方が申請する場合は、法人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- 手数料は 1 名義につき 300 円です。ただし、縦覧期間中（通常 4 月中）に閲覧する場合は無料です。
- 1 月から 3 月末までは前年 1 月 1 日現在の内容です。

注 意

申告は、事業用資産を所有していれば資産の増加・減少にかかわらず毎年必要です。

固定資産（償却資産）の所有者が申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合には、不申告に関する過料を科されることがありますので、必ず申告してください。

提出先・問合せ先

八戸市 財政部 資産税課 管理償却グループ

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電話 0178-43-9037（直通）